

政策形成の場の応酬：
民泊サービスの規制形成過程を事例として

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2017-06-27 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 尾田, 基 メールアドレス: 所属:
URL	https://tohoku-gakuin.repo.nii.ac.jp/records/24002

政策形成の場の応酬

民泊サービスの規制形成過程を事例として

尾 田 基

東北学院大学経営学部准教授

要約

本論は、Airbnbのような民泊マッチングサービスの登場により生じた規制設計のプロセスを、政策の議論がなされる場に着眼して検討する。政策形成の進捗は、各種政治的・経済的状況に左右され、各種ステイクホルダーの利害の大きさによる影響を受ける。これらの要因の他に、本論は、各アクターが戦術的に議論の場の正当性を高めたり毀損したりすることによって、政策形成過程を統制しようとするところがあることを指摘する。また、より正当性の高い有意義な規制設計の議論を行うためには、法的論点のみを議論するのではなく、企業経営的な観点や消費生活の観点から詳細な事業設計に関する議論を行うことが重要であることを論ずる。

キーワード：政策形成過程 合意形成 政策形成の場 法規制 新事業

1 問題関心¹

本論の関心は、問題提起から合意形成に至るまでの政策形成プロセスにおいて、政策形成や合意形成が行われる「場」の変遷と応酬について検討することにある。政策形成や合意形成はひとつの会議体で収束するとは限らない。複数の会議体で議論が並行して進められたり、場の移転が企図されたりするといった状況に焦点をあて、本論では民泊サービス関連の規制形成過程を分析する²。場の変遷といった視点から政策形成プロセスを確認することで、政策形成は会議の場で議論される内容の良し悪しだけでなく、会議の場自体の正当性の確立や毀損のプロセスであることを指摘する。

1 本論の草稿段階において、生貝直人氏、工藤郁子氏、成原慧氏、新津泰昭氏、西田亮介氏、藤山圭氏、吉野裕介氏、渡辺周氏より貴重なコメントを頂いた。ここに記して感謝したい。なお、残る誤りは筆者の責によるものである。本論は2016年9月段階の状況を元に分析・執筆している旨留意されたい。また、本研究は科研費15K17110の補助を受け進められている研究の一環である。

2 民泊マッチングサービスの概要と成立経緯、各ステイクホルダーの立場の詳細については尾田（2016）を参照されたい。

2 既存研究

合意形成の場に関する既存研究は、主に政策科学の政策過程分析を行う研究群で扱われていることが多い。隣接する領域として社会学における社会運動論や公共政策学の合意形成論が挙げられるが、これらは合意形成プロセスのより前段階や後段階を取り扱っている。

社会運動論では、ある問題が社会問題として受け入れられる社会問題の発見段階に注目することが多く、その過程で各団体がデモや直接陳情など、どの手法を採用するのかというレパトリーに関する研究は多く、その変遷は場の議論として間接的に読み解くことができる研究もあるものの、誰を交渉相手の窓口として、どの場を交渉の場とすべきかについての戦術的考察はあまりなされていない。合意形成よりも前段階の問題提起やクレーム申し立てと呼ばれる段階に焦点を当てることが一般的である³。

また合意形成論の教科書では、まず合意形成の場に対してなるべく多くのステイクホルダーを招集することが目標とされている。合意形成の場や、コーディネータの存在は所与とすることが多く、政策決定と合意形成の後半のプロセスに関心が寄せられている⁴。

政治学や政策科学では、政策決定の実質的な「場」という表現でしばしば重要な会議体について言及がなされている⁵。曾根（2002）は実質的な意思決定の場が唯一の立法機関である国会の場ではなく、その前段階の与党の事前審査や事務次官会議に移っていることを指摘している。このような事前段階への移行の理由として、円滑な決定のために根回しが必要とされることや、多段階の多数決を経ていると想定するといった仮説を提示している。政策形成の「場」が多段階であることについては、早くから指摘されてきた（坂本、1997）。曾根・岩井（1988）はその越えるべきハードルが多いことを「障害物競走」と形容している。

「場」が段階的なだけでなく、複線的であることについて言及している研究も存在する。飯尾（2004）は各国務大臣が総理大臣の指名により任ぜられることから、制度上は総理大臣をプリンシパルとする総理大臣のエージェントとしての行動が期待されること、事実上は各省庁の利益を代表する各省庁やその官僚のエージェントとして機能していることを指摘している。さらに、飯尾は、このような状態を議院内閣制としては機能不全であると評しながらも、その機能的代替物として、与党や政権に参画していない与党議員が省庁とは異なる利害を代表する機関として機能することがあると指摘している。事務次官会議を経た閣議という政権の決定経路・会議とは別に、政府－与党の連絡会議が設置されていることに政策決定の場が複数あることを見いだしているのである。曾我（2013）は橋本行革以降の内閣官房の強化・内閣府の設置によって総理大臣の権限が強まっており、官僚にとっては与党の同意を得られない提案であっても首相周辺の同意が

3 中河（1999）、中澤（2004）、安藤（2012）。

4 猪原編著（2011）、p.106、pp.190-191 など。

5 より抽象的な分析視角として、政治学では政策形成過程のモデル化が進められており、多様なモデルが提唱されている。高橋（1988）、坂本（1997）、Sabatier and Weible（2014）などを参照されたい。

得られれば政策を推進しやすくなっている効果があると評している。

より具体的な政策形成・政策決定プロセスの分析例としては日米の航空産業における規制緩和プロセスを検討した秋吉(2007)が挙げられる。1985年の日本の航空産業保護政策(通称航空憲法)見直しの際に、航空審議会での利害関係者同士による議論が膠着状態に陥ったことから、政策形成の場を運輸政策審議会航空部会へと移し、利害関係者を除く学識経験者や中立的な立場の委員を中心として議論を進めた経緯が明らかにされている。これらの事例を元に、秋吉(2007)は、多元的で開かれた政策決定の場であることや、多様な知識を集約できる体制が制度化されることが重要であると指摘している。

これらの既存研究を参考に、近年の会議体を加えて各種アクターの立場と、立場に応じて主たる舞台となる会議体を例示したのが表1である。大臣の中でも、省庁付きではない特別設置の大臣職などは総理の意向が強く反映された役職であるといえるし、官邸主導の会議・会合では大臣と民間委員などによって会議を構成することで、省庁の意向とは異なる官邸の意向を発信することが可能となる。

与党議員が省庁の意向を牽制する場として政府与党連絡会議があるものの、逆に積極的に省庁の意向を反映して動く議員も古くから存在する。いわゆる族議員と呼ばれるようなこれらの議員は特定の省庁の意向を強く反映して、政府や別の省庁に対して、説得活動を行うことがある。

さらに、官僚も常に出身省庁の意向に従って活動できるわけではない。官邸からの引き抜きにあったり、内閣府のように各省庁間の調整をしている職務に従事している場合には、全面的に出身省庁の意向だけに従って行動するわけではないと考えられる。

この表に記載した以外にも、たとえば政権にも省庁にも反映されていない国民の要望や、野党議員の活動などが存在するが、安定的な合意形成・意見調整のための会合が存在するわけではないため、本論では捨象している。

表1 各種アクターの立ち位置と対応する会議・会合

		国務大臣	与党議員	官僚
政権の意向を反映 (政治主導)	アクター	総理大臣のエージェントとして的大臣	政権党としての与党	内閣官房・内閣府への出向など
	会議	総理官邸主導の会議	政府与党連絡会議	(各種省庁間調整)
省庁の意向を反映 (官僚主導)	アクター	省庁のエージェントとしての大臣	いわゆる族議員	出向状態でない官僚
	会議	事務次官会議を経た閣議	与党内部会や国会内委員会など	各省庁の審議会・懇談会など

3 事例の検討

3.1 民泊マッチングサービスの普及と政策課題

近年、シェアリングエコノミーの一環としてインターネット上で宿泊場所を探す旅行者と部屋を貸して収入を得たい人を引き合わせるインターネット上のウェブサービスが普及している。代表的な企業としては米国の Airbnb 社が挙げられる。このような民家への宿泊、いわゆる「民泊」の急速な拡大は、既存の法制度の想定していなかった状態であり、早期の規制設計が求められるようになった。

一般的なホテル・旅館業に課せられている規制としては、衛生面（旅館業法、厚生労働省）、安全面（建築基準法、国土交通省；消防法、消防庁）があり、民泊には現状これらの規制が存在していない。また、民泊によって騒音や周辺住民との問題が発生した場合は警察の出動が必要となる。政治家やこれらの行政機関の他にこの規制設計に関わりうるステイクホルダーとしては、5種類のステイクホルダーが存在する。①民泊のマッチングサービスの提供者、②宿泊場所を提供するホストとなる個人、③宿泊場所を提供して高利回りの収入を期待する不動産賃貸業やサブリース業の企業、④事実上の競合となるホテル・旅館業、⑤近隣住民やマンションの管理組合など、民泊によって迷惑を被る可能性のある人々の5種類である。

以下では政策形成過程を3つの段階に分けて確認する。①政府の規制改革会議における政策課題発見段階と、②2つの会議体による政策課題の解釈と合意形成の段階、③2016年4月以降のホテル旅館業界が反対運動を繰り広げた段階に分けて確認し、政策形成の場の変遷を確認することとしたい。

3.2 規制改革会議における政策課題の発見

規制改革会議は内閣府の審議会のひとつで、総理大臣に対して改革すべき規制についての調査や審議を行うことを目的とした行政会合である。規制改革会議において Airbnb や民泊関連の話題が最初に登場したのは、規制改革会議の地域活性化ワーキング・グループの第8回（2014年12月4日）、星野リゾートの星野佳路代表取締役社長に対するヒアリングである。星野社長に対しては、どのような規制関連の問題が観光業・宿泊業にあるかという広範な話題提供が求められ、その話題の一つとして Airbnb と規制設計の問題が星野社長より話題提供された。

2015年6月に規制改革会議より発表された「規制改革に関する第3次答申」でも、「インターネットを通じ宿泊者を募集する一般住宅、別荘等を活用した宿泊サービスの提供」という項目が記載され、規制改革にむけて検討を開始し、2016年中には結論を得るとの計画が記載されている。

また、規制改革会議では継続的に国民からの意見募集を行っており、期間ごとに一定の論点やテーマを定めて集中的な意見募集する機会を繰り返し設けている。2015年11月に実施した「規制改革ホットライン」ではインバウンド・観光関連の問題が集中的に受け付けられ、民泊サービスに関する規制改革提案が多数寄せられた。

3.3 二つの会議体による政策課題の解釈

2015年11月頃より、議論の場は規制改革会議の地域活性化ワーキング・グループと厚生労働省・観光庁共同主催による「民泊サービス」のあり方に関する検討会」の2本立てで並行して行われるようになる。

表2 2つの会合の日程と相互作用

規制改革会議 地域活性化ワーキンググループ
(民泊が議題になった回のみを記載)

「民泊サービス」のあり方に関する検討会

第20回 2015/10/29	第1回 2015/11/27
第23回 2015/12/9	第2回 2015/12/14
第24回 2015/12/22 (シェアリングエコノミー全体についての議論)	第3回 2015/12/21
第25回 2016/1/15	第4回 2016/1/12 内閣府規制改革推進室より説明
第27回 2016/2/5	第5回 2016/1/25
第31回 2016/4/5	第6回 2016/2/29
	第7回 2016/3/15
	第8回 2016/4/12
	第9回 2016/4/22
	第10回 2016/5/13
	第11回 2016/5/23 規制改革に関する第4次答申<抜粋>に関する説明
	第12回 2016/6/10
	第13回 2016/6/20

「民泊サービス」のあり方に関する検討会」(以下、検討会)は厚生労働省と観光庁の共同事務局で開催された行政会合である。規制改革会議と検討会は同じ事業者や団体に対するヒアリングを行っており、また相互に情報交換も行っている。表2に示した日程表のように、両方の会議は並行して進められ、時折規制改革会議の議論が検討会へと伝える場が設けられている(検討会第4回、第11回)。規制改革会議では民泊以外の問題も検討するという点で議題の広さに関する違いはあるものの、民泊サービスについての検討内容としては重複する部分が多い。これら二つ

の会議体の主な違いは委員構成にある。規制改革会議が規制改革を推進することを目的とした民間企業等の役職者を中心とする委員構成であるのに対して、検討会は各種利害関係者を幅広く参画した合意形成の場として設計されている（表3）。検討会には規制改革会議の松村敏弘委員も参加している。大学教授などの有識者、ホテル旅館業界の代表者、賃貸住宅や不動産業の代表者、地方自治体、消費者団体などのメンバーから構成されている。Airbnb 社のようなマッチングサービス企業は直接的な委員としては選出されておらず、ヒアリング対象として意見を述べる機会が与えられているだけの状態となっている。

表3 2つの会合の委員名簿

規制改革会議 地域活性化ワーキンググループ		「民泊サービス」のあり方に関する検討会	
安念 潤司	中央大学法科大学院教授	相澤 好治	北里大学名誉教授
滝 久雄	株式会社ぐるなび 代表取締役会長	浅見 泰司	東京大学大学院 工学系研究科教授
翁 百合	株式会社日本総合研究所 副理事長	今井 猛嘉	法政大学大学院法務研究科教授
佐久間 総一郎	新日鐵住金株式会社 代表取締役副社長	梅沢 道雄	相模原市副市長
長谷川 幸洋	東京新聞・中日新聞論説副主幹	川口 雄一郎	公益社団法人全国賃貸住宅 経営者協会連合会会長
松村 敏弘	東京大学社会科学研究所教授	北原 茂樹	全国旅館ホテル生活衛生同業組合 連合会会長
		熊谷 則一	涼風法律事務所 弁護士
		小林 恭一	東京理科大学大学院 国際火災科学研究科教授
		末永 照雄	公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会会長
		高橋 進	株式会社日本総合研究所理事長
		廣岡 裕一	和歌山大学観光学部教授
		松村 敏弘	東京大学社会科学研究所教授
		三浦 雅生	五木田・三浦法律事務所 弁護士
		森川 誠	一般社団法人不動産協会事務局長
		吉川 伸治	神奈川県副知事
		吉川 萬里子	公益社団法人 全国消費生活相談員協会理事長

この検討会は合意形成の場を企図されながらも、事務局である観光庁の立場はすでに何らかの形で民泊サービス合法化を前提としており、その点では厳密に中立的なファシリテーターに

よって開催されているわけではない。第1回の冒頭の挨拶において、観光庁の古澤審議官は民泊が是か非かの議論をするのではなく、ルール作りを行って民泊の環境整備を行う旨を述べている。

「観光庁といたしましては、(中略)訪日外国人の中には、日本の生活を実際に自分で体験して、日本の方々と交流を深めたいというホームステイのような形でのニーズも多々ございまして、そういった宿泊ニーズにどうやって応えていくかということも大きな課題であると認識しております。こういう大都市等における需給逼迫の改善ですとか、外国人のお客様のいろいろな宿泊ニーズの多様化といった観点からも、民泊のあり方を御検討いただくことは非常に重要なテーマであると認識しております。一方で、現在行われております民泊には多くのものが旅館業法の許可をとらない形で行われておりまして、安全の確保の問題ですとか近隣の皆様とのトラブルなど、さまざまな問題が指摘されている状況でございます。したがって、我が国の実情に合った民泊のあり方、それから、どのようなルールを整備していくかということについて、先生方から幅広く御意見を頂戴いたしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。」⁶⁾

2015年6月の規制改革会議の第3次答申から2015年11月に検討会が開始されるまでの間に、最終的な結論の落としどころは未定であるものの観光庁としては比較的規制改革会議の方針に近い立場での会合運営を試みようとしていると理解できる。

観光庁がこのような判断に至った背後の判断理由については推察するほかないが、観光庁は複数の立場のエージェントとしての側面を備えている。観光業全体の振興を推進する立場であると共に、観光業の側面をもつホテル業界や交通業や旅行業等多様な業界のエージェントでもある。同時に、行政機関である以上は政権の意向を無視することはできない。

Airbnb社のロビイングから検討会におけるプレゼンテーションに至るまでの準備過程は周到なものであり、順調に合法化に向けての規制設計が行われるかに思われた⁷⁾。

3.4 国会議員への直接陳情

2016年6月8日に開催された全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会の全国大会は、民泊反対の姿勢を示す決起集会の様相を見せた。自民党の伊吹文明議員(元衆院議長)が参加し、「規制緩和の前に、まずは不法民泊の取り締まりから始めなくてはならない」として、民泊への反対意見を述べた旨が各種報道機関から報道された⁸⁾。伊吹議員はいわゆる厚生族の有力な議員として

6 「2015年11月27日 第1回「民泊サービス」のあり方に関する検討会 議事録」より引用。中略および傍点は引用者によるものである。もう片方の事務局である厚生労働省の担当者は不在のため挨拶をしていない。

7 検討会前半における各ステイクホルダーの意見表明の詳細については尾田(2016)を参照されたい。

8 トラベルビジョン「不法民泊、撲滅せよ 全旅連が総決起集会(2)」(2016年7月14日)、<http://www.travelvision.jp/news-jpn/detail.php?id=73470>、『日本経済新聞』(2016年7月29日)「民泊解禁はばむ「旅館業界＝厚生族」の戦後レジェーム」。

知られている。族議員が予め反対の姿勢を示すことで、例え法案をその先のプロセスへ強引に進めたとしても後の段階での賛同を得られない可能性が高まったのである。

本来ホテル・旅館業界のエージェントでもあるはずの観光庁が、観光振興全体の観点から民泊推進側に傾きつつあった。そのため、ホテル・旅館業界は衛生面での規制当局である厚生労働省側の国会議員である伊吹議員への陳情を行い、安全規制を盾とした参入規制、あるいは平等な条件での競争ができるような規制緩和を求めたのである。規制改革会議ならびに「民泊サービス」のあり方に関する検討会でもこの発言は把握されており、検討会の結論は民泊の営業日数を年間最大 180 日以内に制限してはどうかという中間的な案にとどまっている。

最終報告書に記載された日数制限案は民泊推進側一枚岩でないことを示している。プラットフォームを提供する Airbnb 社や副業としての自宅の貸し出しを行う個人にとっては、ホテル・旅館業界に妥協したとしても自身の事業の合法化が叶うだけ十分な成果であり、日数制限については今後の規制緩和を期待すれば良い状態であるといえる。ただし、日数制限がかけられている状況下では不動産賃貸業やサブリース業などの営利事業としての民泊運営は事実上難しくなる。このように、政策形成過程の終盤では敵味方の協力関係が序盤とは異なる様相となっていることがわかる。

2015 年 6 月の第 3 次答申時点では 2016 年中に法案を成立させる予定であったが、2016 年の臨時国会での法案提出は見送られる見通しである⁹。

4 事例の解釈

本論では民泊サービスの規制設計プロセスを確認することで、政策形成を議論する場を変えることが事実上の議論の結論に与える影響を検討した。

政策課題はまず規制改革会議で取り上げられることで議論が始まった。規制改革会議のような政策課題の発見に特化した会議体が官邸に近い立場で設置されていることで、政策形成プロセスの出発点が明確化され、また議論を進めるための最初の正当性を付与している。

むろん、政策形成過程の開始はこのような会合や、その背後にある安倍政権の規制改革の方針だけで説明できるわけではない。外部の政治環境として 2020 年の東京オリンピックが控えていること、経済環境としては東京や大阪などでホテルの供給不足が目立つこと、空き家対策が不動産上の課題となっていることなど、複数の要因が順調なスタートを決定づけたと考えられる。ただし、民間企業がどこに課題を相談に行けば良いかわからない状況よりは、首相に近い立場に規制改革の推進機関があることは一定の意義があると考えられる。

政策決定に至るためにはステイクホルダーが一堂に会した場における合意形成が必要になる。

9 『日本経済新聞』（2016 年 9 月 19 日）「民泊解禁、新法提出を見送り 臨時国会」

本事例では「民泊サービス」のあり方に関する検討会がその舞台となった。ところが、事務局である観光庁は中立の立場ではなく、旅館業界のエージェントであるとともに、観光業全体の振興と利害調整を行う機関でもあり、また政権の意向にも従う必要があるという多重の立場を同時に体現しており、民泊サービスについては制度設計について前向きな態度をもって検討会の運営をしようと試みていた。

このような状況に対して、ホテル・旅館業界は当初こそ反論の材料が少なく不利な立場にあるように見受けられたものの、厚生族議員による援護を用いて、旅館業法を所管する厚生労働省、すなわち衛生面の規制当局となる省庁をあえて自分たちのエージェントとし、検討会における報告書を事実上細部の合意形成には至っていない文言とすることに成功した。合意形成の場であった検討会自体が報告書の提出と共に解散したため、事実上の決裂であるといえる。

以上の事例からは政策形成や合意形成プロセスは、会議体自体の正当性の確立あるいは毀損のプロセスであると解釈することができる。会議体はその議論が第三者に対して開かれており、中立的なファシリテーターによって運営され、多様なステイクホルダーから成立しているなどの条件を満たせば満たすほど会議体はその正当性を高めることができ、その結論に合意形成としての拘束力を持たせることができる。逆に結論に納得が行かない場合には議論を戦わせるだけでなく、合意形成の場自体の正当性を落としていくことが有効な戦術となりうる。「民泊サービス」のあり方に関する検討会は厚生労働省と観光庁の共同開催による合意形成の場であったが、事務局である厚生労働省と観光庁が潜在的に対立する状況となった。また推進側も一枚岩ではなくホテル・旅館業界に妥協する勢力と妥協できない勢力に別れることとなった。

5 実務的含意

本論を追えるにあたって、企業経営の側面から考えられる示唆をより政策形成に活かす方策について言及しておきたい。業界間の意見の対立が生じて議論が膠着している状態は、消費者団体のような消費者を代表する立場や競争を促進させる公正取引委員会のような行政上の立場にとつて両方の業界に競争促進的な提言をする機会であった¹⁰。

たとえば、民泊を営む家屋には宿泊者名簿の記入を免除する代わりに、民泊を運営していることを軒先にステッカーなどで掲示しなければならないというような基準を求めることができれば、周辺の住民にとっては状況が明確になるし、契約違反の又貸しなどが抑止できるだろう。ホテル・旅館業に対しては、Airbnbが実施しているように宿泊料と清掃料、サービス料を分けて請求することを求め、より消費者がサービスを評価するための情報を増やすように働きかける機

10 残念ながら今回の検討会の議論ではそのような提案は乏しかったと言わざるを得ない。このような提案を可能にするためには、マッチングサービス事業者も直接意見を述べるができるように検討会の委員に選出されている必要があるだろう。

会でもある。ホテル・旅館業界が衛生規制を理由に主張している局面であるからこそ、衛生状態を保つためにかかっているコストの開示を求め、企業と消費者間の情報の非対称性を解消することが肝要である。このような競争促進的なビジネスアイデアの提案が消費者側から出されるようになると、議論の膠着状態や単なる利権の線引きの問題のようなゼロサムゲームを、よりよい社会の形成へと進めるためのプラス・サム・ゲームに転じることができるはずである。

このような提案がなされるためには規制設計の場が、法学的観点のみならず、経営・経済的観点で詳細な事業設計に関する議論ができる必要がある。民泊というホテルや旅館と類似しているが異なった代替サービスが解禁されることにより、ホテルや旅館がどのようなサービスの束として消費者に受容されてきたのかが問い直されていくはずであり、その解釈の変化がもたらす社会への変化を推察していくことが求められるのである。

また、民泊とホテルはそれぞれが提供するサービスの長所を互いに対抗措置をとるといった未来は容易に予想されうる。たとえば、民泊で一般的に提供される洗濯機やキッチンといった設備を備えたホテルも登場するかもしれない。また、民泊でも今後高級ベッドなどを訴求するなど、ホテルに近い備品を備えたものも登場するかもしれない。

民泊ではホストだけでなくゲストも評価対象となるため、丁寧に家屋や備品を使い、滞在中のゴミをまとめ、自宅や知人宅に近い使い方が求められる。このような金銭的ではない負担や、あるいは旅先という非日常において日常生活の感覚が継続するということは、民泊とホテルのサービスがターゲットとするマーケット・セグメントを分けるポイントとなると予想される。

民泊マッチングサービスである Airbnb を通じて宿泊をすると、宿泊料と清掃料、さらには Airbnb への手数料が明細として記載される。宿泊料が日数に応じて決まるのに対して、清掃料は一回あたりの固定金額であり、長期宿泊するほど1日あたりの費用は節減される。このように分解された明細は、消費者自身がどのようなサービスを宿泊場所に対して求めているのかを考察しなおす機会となるはずである。

単に需給のバランスや価格帯などのマクロ的な経済動向のみならず、消費生活がどのように変わっていくのかに関する細かい読み筋が各種会合で議論できるようになると、それぞれの会合の場の正当性が高まり、より有意義な政策形成プロセスになるように思われる。

参考文献

- Sabatier, P. A., & Weible, C. (Eds.). (2014). *Theories of the policy process*. Westview Press.
- 秋吉貴雄 (2007)『公共政策の変容と政策科学—日米航空輸送産業における2つの規制改革』有斐閣。
- 安藤丈将 (2012)「社会運動のレパトリーと公共性の複数化の関係：「社会運動社会」の考察を通して」『相関社会科学』第22号、pp.3-21
- 尾田基 (2016)「規制変化と2つのローカル・コンテキスト」『東北学院大学経営学論集』第8号、pp.1-17。

- 飯尾潤（2004）「日本における二つの政府と政官関係」『レヴァイアサン』第34号、pp.7-19。
- 猪原健弘編著（2011）『合意形成学』勁草書房。
- 坂本孝治郎（1997）「立法過程」岩村正彦他『岩波講座 現代の法（3）政治過程と法』岩波書店。
- 曾根泰教（2002）「決定の『場』の移動：与党『事前審査制』の位置づけ」『公共選択の研究』38号、pp.1-7。
- 曾根泰教・岩井奉信（1988）「政策過程における議会の役割」日本政治学会編『政治過程と議会の機能』岩波書店 pp.149-174。
- 高橋秀行（1988）「政策形成と行政」行政管理研究センター調査研究部編『政策研究のフロンティア』pp.19-43。
- 中河伸俊（1999）『社会問題の社会学』世界思想社。
- 中澤秀雄（2004）「争議のサイクルとレパトリーから見る社会変動」曾良中清司・長谷川公一・町村敬志・樋口直人編『社会運動という公共空間』成文堂 pp.25-52。